

市有地（かいもん山麓ふれあい公園の一部）
有効活用事業者募集要項

指 宿 市

平成29年4月

<目 次>

1. 提案募集の趣旨	1
2. 提案募集の概要	1
(1) 名称	1
(2) 主催者及び事務局	1
(3) 提案の内容	1
3. 提案募集の条件	2
(1) 提案募集の対象とする土地	2
(2) 対象地の条件	2
(ア) 対象地の契約形態	2
(イ) その他	3
(3) 指宿市の承諾が必要な事項	3
①事業計画提案書の内容の変更	3
②その他	3
(4) 土地利用に関する条件	3
①基本的な考え方	3
②運営	3
③土地利用	3
④維持管理	3
⑤雇用等	3
⑥公租公課	3
⑦かん水使用	3
⑧その他	3
4 応募資格等	4
(1) 応募資格	4
①企業グループにおける代表企業の選定	4
②設立後1年未満の企業の申請	4
③応募数の制限	4
④応募除外者	4
(2) 構成企業の変更	4
(3) 応募資格の喪失	4
5 提案募集の手続き	5
(1) スケジュール（予定）	5
(2) 応募の手続き	6
①募集要項の公表・配布	6
②応募者の登録受付	6

③質疑の受付.....	6
④質疑に対する回答.....	7
⑤現地見学会.....	7
⑥応募提案書類の提出.....	7
(3) 注意事項.....	8
①費用の負担.....	8
②書類等の変更の禁止.....	8
③使用言語及び単位.....	8
④著作権.....	9
⑤応募書類の取り扱い.....	9
⑥補足資料の提出.....	9
⑦その他.....	9
6 事業計画提案書の内容.....	9
7 審査の方法.....	9
(1) 審査の概要.....	9
(2) 選定委員会の設置.....	9
(3) 事業者の決定方法.....	9
①書類審査.....	9
②優先交渉権者の決定.....	10
③優先交渉権者との協議.....	10
(4) 選定委員会審査項目.....	11
①基準評価点.....	11
②審査項目及び配点.....	11
(5) 応募者の失格.....	11
8 その他.....	12
(1) 物件調書.....	12
①対象地.....	12
■位置図.....	13
■現況配置図（概略図）.....	14
■対象地の周辺写真 <平成 29 年 3 月 24 日撮影>.....	15

1. 提案募集の趣旨

提案募集の対象とする土地は、開聞岳の登山道入口付近に位置し、かいもん山麓ふれあい公園の一部として、平成2年度に旧開聞町により整備されたものです。

しかし、これまで市としての有効な利活用が不十分な状況となっています。

今回、提案募集の対象とする土地は、かいもん山麓ふれあい公園に隣接するとともに、開聞岳登山道に近接していることから、かいもん山麓ふれあい公園とともに一体的な地域振興の取り組みを行うことが重要であると考えています。

市では、この土地を活用するにあたり、民間事業者のノウハウを最大限活用するため、土地を有償貸付での公募を行います。

本公募は、市有地の有効活用に向けた計画等の提案を受け、本市（開聞地域）の地域振興に向けた取り組みを創出していただける民間事業者を選定するために実施するものです。

2. 提案募集の概要

(1) 名称

市有地（かいもん山麓ふれあい公園の一部）有効活用事業提案募集（以下「提案募集」という。）

(2) 主催者及び事務局

主催者：指宿市

事務局：指宿市総務部市長公室

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町2424番地（指宿市役所指宿庁舎2階）

電話：0993-22-2111（内線124）

FAX：0993-24-3826

E-mail：koshitsu@city.ibusuki.jp

(3) 提案の内容

開聞仙田地区内にある市有地（かいもん山麓ふれあい公園の一部）を活用するものとします。

この土地活用について、事業者（提案募集により選定された企業又は複数の企業で構成されるグループ等）から、自身の活用を前提とした実現性のある具体的な提案を求めます。

提案にあたっては、以下の点に留意し、適切な事業内容の提案を求めます。

- ・提案する事業は、地域振興につながるような取り組みとすること。
- ・対象地について提案すること。（P14：■現況配置図（概略図）参照）
- ・事業者は、提案した事業内容に基づき自己の責任において資金を調達し、事業を実施、運営及び維持管理をすること。
- ・事業者は、提案した事業について、土地の賃貸借契約締結後、原則1年を経過する前に事業に着手すること。

3. 提案募集の条件

(1) 提案募集の対象とする土地（以下「対象地」という。）

No.	所在地	地積 (㎡)		地目		摘要
		登記簿	貸付対象面積	登記簿	現況	
①	指宿市開聞仙田字西抱地 6554 番 1	4,127	2,407	原野	原野	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園区域 第3種特別地域内 ・都市計画区域外 ・農業振興地域内 ・森林計画森林地域内
②	指宿市開聞仙田字西抱地 6554 番 4	4,199	2,687	原野	原野	
③	指宿市開聞仙田字西抱地 6554 番 5	6,059	5,049	原野	原野	
④	指宿市開聞仙田字西抱地 6554 番 6	3,105	2,846	原野	原野	
	合計	17,490	12,989			

※①②③④の西側（現況：山林・原野）の部分については、かいもん山麓ふれあい公園の敷地になります。

(2) 対象地の条件

(ア) 対象地は、賃貸借の契約形態により提案するものとします。

【対象地の参考価格】

①有期の賃貸借…貸付期間は、土地の貸付契約日から指宿市公有財産管理規則第37条第1項第2号から第3号の区分に応じて、貸付期間を設定することとし、以後、地域振興への貢献度及び貸付地の環境整備や維持管理の状況に応じて、両者協議のうえ更新することができます。

地上に新たに工作したものや植栽等を行ったものに関する所有権または地上権の設定等は一切認めないものとします。

賃貸借権設定契約に定める貸借期間が満了するまでは、賃貸借権の転貸、譲渡、賃貸はできません。

契約期間満了時または契約が解除されたときは、本件土地を原状回復のうえ返還するものとします。

貸付期間中において、環境整備など適正に維持管理がなされているとともに、取り組みの内容が地域振興に資すると認められた場合は、市と事業者間において協議するものとします。

賃貸借契約等に必要となる書類等の費用は全て事業者の負担とします。

<指宿市公有財産管理規則（抜粋）>

（普通財産の貸付期間）

第37条 普通財産は、次に掲げる期間を超えて貸し付けてはならない。

- (1) 建物の所有を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合は30年
- (2) 竹木の所有を目的として、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は20年
- (3) 前2号に掲げる以外の目的で土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は10年
- (4) 土地及び土地の定着物以外の普通財産を貸し付ける場合は5年（ただし、船舶を貸し付ける場合にあっては10年）

②最低貸付価格…10,000円/10a（年額）以上

（①②③④の西側（現況：山林・原野）の部分については、かいもん山麓ふれあい公園の敷地になります。）

なお、見積額が上記価格を下回った場合は失格となります。

(イ) その他

- ・事業者は提案した事業について、土地の賃貸借契約に定めた期間は提案内容に即した土地利用を行ってください。
- ・本件土地の①から④の面積は利用可能な面積を求積したもので、現状有姿（あるがままの姿）での貸付とします。今後の測量により本件土地の面積に増減があっても借受希望価格もしくは最低貸付価格に変更は行いません。
- ・対象地付近航空写真（P15）中の黄線囲み部分については、毎年8月中旬に開催される「かいもん夏祭り」の花火打上場所となることから、対象地を含めて付近には花火の落下物が散乱することをあらかじめ了承願います。
- ・対象地の地目は現況原野であるが、取り組みの内容によっては土地利用規制関係法令の対象行為となることがあるため、必要な手続きは事業者が責任をもって行うこととします。

(3) 指宿市の承諾が必要な事項

①事業計画提案書の内容の変更

事業を行うにあたって、やむを得ない事情により、応募申込時に提出した事業計画提案書の計画案を変更する場合には、事前に文書により指宿市に申請し、指宿市の承認を得てください。ただし、本市有地（かいもん山麓ふれあい公園の一部）有効活用事業提案募集要項（以下、「募集要項」という。）の趣旨を損なうような変更は認められません。

②その他

指宿市が必要であると認める事項

(4) 土地利用に関する条件

①基本的な考え方

- ・地域振興につながるような取り組みであること。
- ・豊かな自然と景観に調和した取り組みであること。
- ・地域との共生及びかいもん山麓ふれあい公園との連携も視野に入れた取り組みであること。

②運営

- ・全体を通して安定した取り組みを目指すこと。
- ・取り組みの規模については、自由提案とします。
- ・地域との連携・共生を図り、地域に親しまれる取り組みとなるための案を提示すること。

③土地利用

- ・事業者は、自然環境保全の下、自らの責任において、対象地を有効活用するものとします。
- ・地域の自然環境及び景観を考慮した土地利用とします。
- ・対象地に係る土地利用関係法令等に留意し、土地の有効活用を図るものとします。

④維持管理

- ・事業者は事業開始後、自らの責任において対象地の維持管理を行うものとします。

⑤雇用等

- ・地域との連携・共生を大切にするため、事業実施に伴う作業員が必要となる場合、または仕入れ等が生じる場合は、可能なかぎり地元から調達すること。

⑥公租公課

- ・対象地は市有地であるため、固定資産税の納付義務はありません。

⑦かん水使用

- ・かん水施設を使用する場合は、指宿市開闢農業用かんがい用水施設条例に基づき、年額2,800円/10aを納付する必要があります。

⑧その他

- ・上記のほか、特筆すべき独自提案がある場合、提示してください。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する利用を行わないこと。
- ・反社会的活動のために利用する等公序良俗に反する利用を行わないこと。

4 応募資格等

(1) 応募資格

応募者は、代表企業の本社もしくは本部の所在地が日本国内にあり、募集要項に定める趣旨及び諸条件を遵守し、提案された事業計画を遂行し得る十分な資力、信用及び管理運営能力等を有する企業又は複数の企業で構成されるグループ等とします。

①企業グループにおける代表企業の選定

応募者が企業グループの場合は、代表する企業を定め、応募登録以降の手続きは当該代表企業が行ってください。

②設立後1年未満の企業の申請

応募者が、法人設立後1年未満の場合は、法人への出資者及び本提案への融資者や出資者の概要・経常等に関する資料を提出してください。

③応募数の制限

1つの企業等は、提案競技について、1つの公募期間内に1つの提案しか行うことができません。

また、1つの企業等は、1つの公募期間内に複数の企業グループへの参加を通した2つ以上の提案を行うことはできません。

④応募除外者

次に該当する者は応募者（企業グループの場合は構成員も含む。）になることはできません。

- ・対象地の維持管理及び提案された事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ・会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている者
- ・指宿市から指名停止処分を受けている者
- ・最近1年間、法人市民税、法人事業税、消費税、地方消費税、市町村民税及び固定資産税を滞納している者
- ・本件公募事務の関係者
- ・正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

(2) 構成企業の変更

応募登録者が単独の法人企業である場合、応募登録申込書を一度提出した後は、応募登録者の変更は認められません。

ただし、企業グループ等は、その構成員に限り、応募提案申込みまでは変更可能です。

(3) 応募資格の喪失

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で指宿市は当該応募者の応募資格を喪失させることとします。

なお、企業グループを構成する1事業者でも該当した場合も同様に応募資格を喪失させることとします。

- ・前記の(1)応募資格を失った場合
- ・応募提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ・反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする場合

5 提案募集の手続き

(1) スケジュール (予定)

項 目	実施予定年月日・期間
① 募集要項の公表・配布 (約1カ月)	平成29年4月10日(月)～5月9日(火)
② 応募者の登録受付 (約1カ月)	4月10日(月)～5月9日(火)
③ 質疑の受付	4月10日(月)～4月24日(月)
④ 現地見学会	実施しません。
⑤ 応募提案書類提出期間 (1カ月)	4月10日(月)～5月9日(火)
⑥ 書類審査	5月10日(水)～5月12日(金)
⑦ 選定委員会	5月中旬
⑧ 優先交渉権者の決定	5月中旬
⑨ 優先交渉権者との協議	5月下旬
⑩ 契約の締結	5月下旬～
⑪ 事業着手	契約締結後
⑫ 公募の継続 (応募が無かった場合、1カ月延長)	5月10日(水)～

項 目	4月			5月			6月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
①		●	—————	●					
②		●	—————	●					
③		●	—————	●					
④									
⑤		●	—————	●					
⑥					●	●			
⑦						●			
⑧						●			
⑨						●			
⑩						●			
⑪						●	—————	—————	→
⑫					●	—————	●		

(2) 応募の手続き

①募集要項の公表・配布

市ホームページまたは事務局にて配布します。

配布期間	平成 29 年 4 月 10 日 (月) ～ 5 月 9 日 (火) ※土, 日, 祝日を除く。
配布時間	8 時 30 分～17 時 15 分
配布場所	<事務局> 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 指宿市総務部市長公室 (指宿庁舎 2 階) 電話 0993-22-2111 (内線 124)
	<市ホームページ> URL : http://www.city.ibusuki.lg.jp

②応募者の登録受付

ア 登録の方法

提案募集への応募を希望される方は、事前に事務局に電話予約のうえ、応募登録申込書【様式 1-1】等を、受付期間内に事務局まで郵送または直接持参により提出してください。

受付期間	平成 29 年 4 月 10 日 (月) ～ 5 月 9 日 (火) ※土, 日, 祝日を除く。
受付時間	8 時 30 分～17 時 15 分
受付場所	<事務局> 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 指宿市総務部市長公室 (指宿庁舎 2 階) 電話 0993-22-2111 (内線 124)
提出書類	応募登録申込書【様式 1-1】…… 1 部 ※企業グループの場合は、「企業グループ調査書【様式 1-2】」についても 1 部提出してください。

イ 応募登録者の変更

企業グループのその他の構成員の変更をする場合は、「応募登録企業グループ構成企業変更届出書【様式 1-3】」と新たな「企業グループ調査書【様式 1-2】」を事務局へ提出してください。

ウ 注意事項

応募登録をしていない方は、応募提案申込をすることはできませんので、注意してください。

なお、応募登録者が、応募提案を辞退する場合は、「応募提案辞退届出書【様式 1-4】」を事務局へ提出してください。

③質疑の受付

ア 質疑の方法

質疑については、すべて所定の質問書によって行います。所定の質問書【様式 2】に記入の上、事務局まで持参又は E-mail, 郵送により提出してください。

なお、E-mail の場合は、電話で着信確認を行ってください。

※ 口頭, 電話, Fax による質疑は、一切受け付けません。

受付期間	平成 29 年 4 月 10 日 (月) ～ 4 月 24 日 (月) ※土, 日, 祝日を除く。
受付時間	8 時 30 分～17 時 15 分

受付場所	<事務局> 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 指宿市総務部市長公室（指宿庁舎 2 階） 電 話 0993-22-2111（内線 124） E-mail koshitsu@city.ibusuki.jp
提出書類	質問書【様式 2】…… 1 部

イ 質疑内容

具体的な項目について、簡潔かつ明瞭に表記してください。
 抽象的・不確定な質疑には、回答しない場合があります。

ウ 質疑者

質疑を行える者は、応募登録者に限ります。
 ※ 質疑を行う方は、必ず事前に応募者の登録を行ってください。

④質疑に対する回答

質疑に関する内容及び回答（以下、質問回答書）は、後日、指宿市から送付します。

⑤現地見学会

現地見学会は実施しません。

⑥応募提案書類の提出

ア 応募提案書類の提出方法・受付期間

応募登録者のうち、応募提案をしようとする方は、事前に事務局に電話連絡のうえ、指定する日時に事業提案書等の応募書類を事務局まで持参するか、郵送してください（受付期間内必着）。

受付期間	平成 29 年 4 月 10 日（月）～ 5 月 9 日（火）※土，日，祝日を除く。
受付時間	8 時 30 分～17 時 15 分
受付場所	<事務局> 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 指宿市総務部市長公室（指宿庁舎 2 階） 電 話 0993-22-2111（内線 124）

イ 提出書類

●すべての応募者は、次の書類を提出してください。

名 称	書 式 等	部数
誓約書【様式 3】	所定の様式に従って作成してください。	企業毎に 1 部
事業計画提案書【様式 4 - 1 ~ 6】		1 式
事業計画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格（J I S）A 判 ・右下隅に応募登録受付番号を明記 ・A 4 判縦で簡易製本（左綴じ） （A 3 判は折り込んでください。） ・紙質，表現方法は自由 	1 部
見積書	・指定様式	1 枚

企業概要，経営内容等に係る書類		1式
表紙【様式5-1】	所定の様式に従って作成してください。	1枚
企業概要【様式5-2】	同上	企業毎に 1部
事業実績調書【様式5-3】	同上	
法人登記簿謄本	交付から3カ月以内のもの	
印鑑証明書	交付から3カ月以内のもの	
最近3年間の財務諸表（損益決算書，貸借対照表等）※ ¹		
最近3年間の法人税，消費税，市町村民税，固定資産税の納税証明書※ ¹		

※¹ 法人設立後1年未満の企業の場合は，提出の必要はありません。

●応募者が法人設立後1年未満の企業の場合は，次の書類も提出してください。

提出を要する対象者		
当該法人設立後1年未満の企業に対するすべての出資者		
本提案の事業実施に対するすべての出資者及び融資者		
提出する書類（出資者・融資者が企業の場合）		
表紙【様式5-1】	所定の様式に従って作成してください。	1枚
企業概要【様式5-2】	同上	出資者及び 融資者 毎に1部
事業実績調書【様式5-3】	同上	
法人登記簿謄本	交付から3カ月以内のもの	
印鑑証明書	同上	
最近3年間の財務諸表（損益決算書，貸借対照表等）		
最近3年間の法人税，消費税，市町村民税，固定資産税の納税証明書		
提出する書類（出資者・融資者が個人の場合）		
表紙【様式5-1】	所定の様式に従って作成してください。	1枚
戸籍謄本	交付から3カ月以内のもの	出資者及び 融資者 毎に1部
住民票	同上	
印鑑証明書	同上	
最近3年間の確定申告書の写し		
最近3年間の市町村民税，固定資産税の納税証明書		
最近3年間の消費税の納税証明書（消費税を納税している場合のみ。）		

(3) 注意事項

①費用の負担

応募に関し必要な費用は，すべて応募者の負担とします。

②書類等の変更の禁止

一度提出した書類の訂正・変更等は，原則認めません。ただし，誤字等の修正及び指宿市が必要と認めるときは，この限りではありません。

③使用言語及び単位

応募書類等における使用言語は日本語，単位はメートル法，通貨単位は円を使用してください。

④著作権

提案図書等の著作権は応募者に帰属します。ただし、指宿市が必要と認めるときは、提案図書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

⑤応募書類の取り扱い

応募のあった事業計画につき、応募企業名・事業計画概要・その他応募内容について公開することがあります。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案・意匠権・商標権）等無体財産権その他の権利を応募提案に使用する場合、応募者は権利者の承諾を得たものとします。なお、応募書類は返却しません。

⑥補足資料の提出

提案内容について説明及び補足資料の提出を求める場合があります。

⑦その他

提案にあたっては、応募者自らの責任において、関係法令等を十分調査し、事業実施についても、関係法令等に違反しない実現可能な計画とします。

6 事業計画提案書の内容

事業計画提案書は、次の書類を作成し提出してください。

名称	記載事項・内容等
1 事業提案概要 【様式4-2】	①事業コンセプト
	②事業概要（対象地の用途，規模の概略説明）
2 事業計画 【様式4-3】	①事業内容の詳細
	②事業スケジュール （対象地利用開始までのスケジュール）
	③運営計画・施設管理計画 （体制（雇用）・方針・企業グループの場合は役割分担等）
	④その他（事業計画において、特にアピールしたい点（地域貢献への取組等）や特徴があれば記入してください。）
3 資金・収支計画 【様式4-4～5】	①事業費概算書（初期投資を含めた1年間の管理費）
	②資金調達計画書（①事業費概算書の総資金需要の調達計画）
4 見積書 【様式4-6】	①見積書（対象地の年間賃借料について見積もってください。）

7 審査の方法

(1) 審査の概要

応募者から提出された提案内容について、事務局による応募資格等に関する書類審査を行います（書類審査）。

その後、選定委員会による審査を実施し、優先交渉者を決定します（選定委員会）。

(2) 選定委員会の設置

本事業の優先交渉権者候補者と次順位交渉権者候補者を選定するにあたり、選定委員会を設置します。

- ・ 選定委員会は、市職員で構成します。
- ・ 委員名については、事業者の決定を終えるまで一切公表しません。
- ・ 選定委員会は、非公開とします。

(3) 事業者の決定方法

①書類審査

事務局は、次の審査項目に基づいて、書類上の確認及び審査を行います。

実施期間	平成 29 年 5 月 10 日（水）～5 月 12 日（金）
------	---------------------------------

ア 応募資格

応募者が募集要項に規定する資格要件等を満たしていること。

イ 基本的な事項

提案書類が募集要項に規定する応募書類の要件、関係法令及び条例・要綱等を満たしていること。

②優先交渉権者の決定

指宿市は、選定委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者と次順位交渉権者を決定し、各応募提案者あてに書面により通知します。

なお、審査結果に対する質問や異議については、一切受け付けません。

優先交渉権者決定の予定日	平成 29 年 5 月中旬
--------------	---------------

③優先交渉権者との協議

指宿市は、優先交渉権者と、応募された提案書をもとに具体的な条件等の合意に向けた協議を行います。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合、又は、優先交渉権者が失格（喪失）条件に該当した場合には、指宿市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとします。

優先交渉権者との協議予定時期	平成 29 年 5 月下旬
----------------	---------------

(4) 選定委員会審査項目

選定委員会は、次の基準評価点、審査項目及び配点に基づき、応募提案書類の審査を行います。

①基準評価点

評価点については、次の表に則って点数化します。

評価の意味合い	点数（5点）	点数（10点）	点数（15点）
優れている	5点	10点	15点
やや優れている	4点	7点	12点
普通	3点	5点	10点
やや劣っている	2点	3点	5点
劣っている	1点	1点	1点

②審査項目及び配点

- ・審査項目における得点の総和（100点満点）が70点を超えたものを交渉権者とします。
- ・交渉権者のうち、最も得点の高かった応募者を優先交渉権者とします。

審査項目	評価の視点	配点
事業者 (25)	○運営能力	10
	○資金能力・資金の適正	10
	○類似実績	5
事業計画 (30)	○計画の実現性	15
	○資金計画・収支計画の適切性	15
運営計画 (20)	○運営組織・人員配置の適切性	5
	○利用方針（企画等）	5
	○地域貢献（地元仕入れ・地元雇用）	10
維持管理計画 (10)	○維持管理・衛生管理	10
その他 (10)	○特筆すべき事項など	10
見積価格 (5)	○賃貸料金の妥当性	5

(5) 応募者の失格

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で指宿市は当該応募者を失格とします。

また、審査項目のいずれかの項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、総合点の如何にかかわらず、失格とする場合があります。

- ・提出期限を超過して提出された場合
- ・募集要項に定める事項に違反した場合
- ・応募書類に不備、又は、明らかに虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ・その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

8 その他

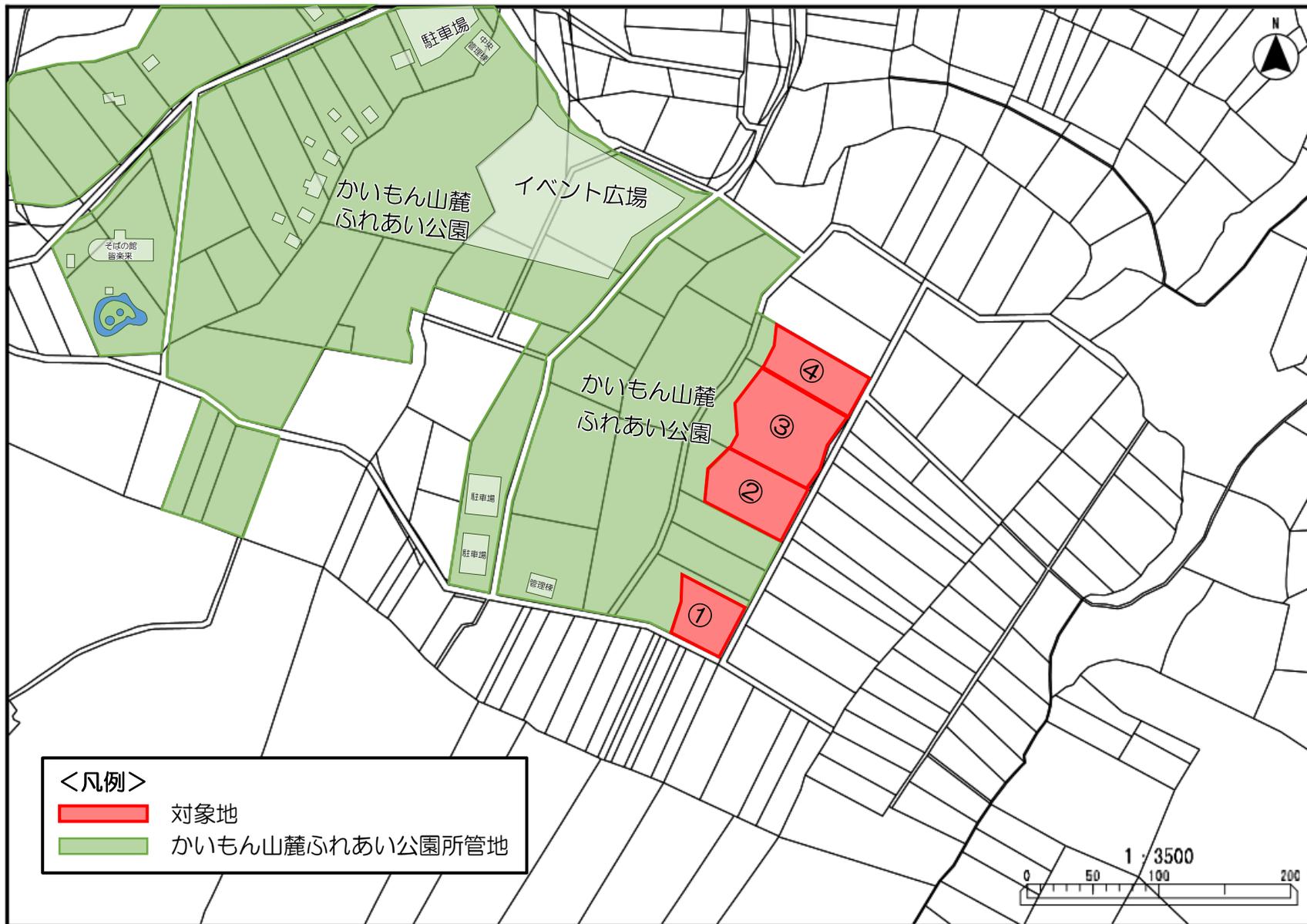
(1) 物件調書

①対象地

No.	所在地	地積 (㎡)		地目	
		登記簿	貸付対象面積	登記簿	現況
①	指宿市開聞仙田字西抱地 6 5 5 4 番 1	4,127	2,407	原野	原野
②	指宿市開聞仙田字西抱地 6 5 5 4 番 4	4,199	2,687	原野	原野
③	指宿市開聞仙田字西抱地 6 5 5 4 番 5	6,059	5,049	原野	原野
④	指宿市開聞仙田字西抱地 6 5 5 4 番 6	3,105	2,846	原野	原野
	合 計	17,490	12,989		

利用規制等	農業振興地域内・森林計画森林地域内 都市計画区域外・国立公園区域（第3種特別地域）※1 ※1 自然公園法第20条第3項及び同条第8項の規定に該当する行為の有無について、留意すること。 ※2 対象地を耕作の用に供する場合は、農地法第3条の適用を受けることとなります。	
電 気	九州電力（株）	別途引込工事が必要 【最寄施設：ふれあい公園草スキー場管理棟】
ガ ス	L P G	
上 水 道	指宿市水道課	別途引込工事が必要 【最寄施設：ふれあい公園草スキー場管理棟】
農 業 用 水	指宿市耕地林務課	設備利用可 【敷地内に給水装置設置済】
下 水 道	なし	合併浄化槽対応
近 隣 施 設	かいもん山麓ふれあい公園	
最 寄 駅	J R 指宿枕崎線「開聞駅」	

■現況配置図（概略図）



■対象地の周辺写真 <平成 29 年 3 月 2 4 日撮影>

<①を隣接道路（東側）から撮影>



<②を隣接道路（東側）から撮影>



<③-1を隣接道路（東側）から撮影>



<③-2を隣接道路（東側）から撮影>



<④を隣接道路（東側）から撮影>



■対象地付近航空写真<平成 27 年撮影>

